令和3年度(仮称)磐田産業振興会館設計業務公募型プロポーザル 実施要領

1 (仮称)磐田産業振興会館設計業務公募型プロポーザルについて

「(仮称) 磐田産業振興会館設計業務公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。) は、磐田商工会議所が(仮称) 磐田産業振興会館基本・実施設計等業務(以下「委託業務」という。) を委託する者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めたものです。

2 月的

磐田商工会議所商工会館は、昭和46年に竣工し、半世紀にわたり地域の産業界における象徴として、また地域経済の拠点として、この地に立地してまいりました。会館全体の老朽化が進み、機能面・ユニバーサルデザイン化や情報化の対応といった観点から時代にそぐわず、平成30年1月に(仮称)磐田産業振興会館建設検討委員会を設立し、新会館建設に向けて検討を進めてまいりました。令和3年3月に(仮称)磐田産業振興会館建設基本構想を策定しました。

磐田商工会議所を取り巻く環境、文化、暮らしなどの地域性や経済活動状況などを鑑み、基本構想の目的や意義、機能を十分に理解した上で、豊富な設計業務実績を備え、磐田地域の産業界に相応しい優れた新会館の設計を取りまとめることができる設計者を求めます。

3 事業の概要

1 概要

(1) 事業主体 磐田商工会議所

(2) 事業名称 (仮称) 磐田産業振興会館建設事業

(3) 所在地 磐田市中泉地内

(4) 計画敷地面積 敷地:概ね2,160 m²

(5) 施設機能 エントランスホール・会議室・テナントフロアー・事務所フロアー等

延べ床面積 概ね 1,000 ㎡

(6)整備スケジュール 令和4年度 基本設計~実施設計

令和5年度 新会館建設工事着手

令和6年度 完成 ※既存施設解体は、新館配置計画による。

4 委託業務の概要

- 1 事業名称:(仮称)磐田産業振興会館基本・実施設計業務
- 2 発注者 :磐田商工会議所 会頭 鈴木 裕司
- 3 業務内容
- (1) 一般業務(平成21年国土交通省告示第15号(以下「告示」という。)別添一第1項及び第2項を 準用)

基本・実施設計(外構、駐車場、植栽等の設計業務を含む。)

- (2) その他の業務(告示別添四第1項を準用)
 - ①透視図、会員説明用の模型作成業務
 - ②ランニングコスト算出業務
 - ③関係諸法令の手続きに必要な書類等の作成
 - ④その他必要とする書類及び図面
- (3) 設計への配慮事項

- ①環境に配慮した省エネルギー化に基づいた内容を反映すること。
- ②ユニバーサルデザインを取り入れること。
- ③ライフサイクルコスト及び長寿命化を考慮した合理的な設計とすること。
- ④周辺環境に配慮した配置、デザインとすること(市民が立ち寄りやすい施設)。
- ⑤県産材の活用を図ること。
- (4) 履行期間は、契約締結日の翌日(令和4年4月予定)から令和5年2月15日まで
- (5) 委託料に係る予算等

22,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)以内とします。なお、この契約上限額は業務提案のために提示した額であり、契約金額ではありません。

(6) 本業務に関連して別途発注する予定の業務

測量調査業務(平面測量以外の調査については、必要により発注)

地質調査業務

(7) 事務局

磐田商工会議所

〒438-0078 磐田市中泉 281-1

電話 0538-32-2261 FAX 0538-32-2264

(8) 選定方式

公募によるプロポーザルとし、設計者選定においては、「(仮称) 磐田産業振興会館設計業務者選定 委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置し、選定します。審査は、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、2者選定(最優秀者・優秀者)します。

(9) 選定委員会

選定委員会は、7名で構成します。選定委員会(プレゼンテーション及び質疑)は、公開とします。 ただし、応募者同士は、非公開とします。

5 参加要件

1 資格要件

プロポーザルに参加しようとする者の必要な資格は、次のとおりです。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている ものであること。
- (2) 直前2年度分の建築関係建設コンサルタント業務の年間平均実績高が22,000千円(税込)以上の者、又は、平成23年度以降の建築関係建設コンサルタント業務における1業務において22,000千円(税込)以上の業務を実施した実績を有する者であること。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (4) 磐田商工会議所の会員事業者であること。
- (5) 磐田商工会議所の会費を完納している者であること。
- 2 配置技術者の要件等

配置を予定する管理技術者及び主任技術者の条件は、次のとおりです。

- (1) 管理技術者(業務の技術上の管理及び統括を行う者をいう。)を1名及び次号で定める各担当分野の 主任技術者(管理技術者の下で各担当業務分野における担当技術者の中心的な役割を担う者をいう。) を1名配置すること。
- (2) 主任技術者の担当する各分野は、意匠、構造、設備とする。
- (3) 管理技術者及び意匠分野担当の主任技術者は、一級建築士であること。

- (4) 構造分野担当の主任技術者は、構造設計一級建築士又は一級建築士であること。
- (5) 設備分野担当の主任技術者は、設備設計一級建築士又は建築設備士であること。
- (6) 管理技術者は、各担当分野の主任技術者を兼ねることができます。主任技術者は、他の分野担当の主任技術者を兼ねることができます。

3 制限事項

- (1) 応募者1者につき複数の提案は認めません。
- (2) 管理技術者及び各主任技術者は、取組体制調書等の提出書類に記載された者から変更できないものとします。ただし、やむを得ないと事務局が認める場合において、同等以上の能力を有している者であると確認された場合はこの限りではありません。
- (3)業務の一部を委任又は請け負わせる協力事務所を加えることは可としますが、当該協力事務所は自ら応募者となることはできません。
- 4 失格要件

次に掲げるいずれかの要件に該当した者は失格とする場合があります。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (2)提出書類にすでに発表されたものと同一、若しくは類似の提案又は盗用した疑いがあると選考委員会が認めたもの
- (3) 選考委員会が本応募事項に違反すると認めた者
- (4) 参加表明書等が次のいずれかに該当する場合
 - ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (5) その他この実施要領に定める手続、方法等を遵守しない者

5 応募の条件

- (1) 本募集に際して要した費用は、全て応募者の負担とします。
- (2) 提案書は提案者ごとに1提案とします。
- (3) 提出期間終了後に書類の修正又は変更はできないものとします。
- (4) 提出された書類は返却しません。
- (5) 応募に関する提出書類、質疑等における使用する言語は日本語、通貨は円、単価は計量法に定めるものとします。

6 著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとするが、磐田商工会議所は、選定者の提出書類を自由に使用できるものとします。

6 参加方法

- 1 参加表明書の提出
- (1) 提出書類

応募者は、次に掲げる書類に必要事項を記入し、記入押印の上、指定された部数を提出すること。 なお、完備されていない書類は一切受け付けしないので留意すること。

事 拓 友 孙	様式	サイズ	提出媒体
書類名称			紙部数
参加表明書	様式第1号	A 4	1部
事務所概要書	様式第2号	A 4	1 部
5参加要件 1資格要件(2)にある建築関	決算書、確定申	Λ 1	1 5 7
係建設コンサルタント業務実績の写し	告書等の写し	A 4	1 部
建築士法(昭和25 年法律第202 号)			
第23 条の規定に基づく一級建築士	_	A 4	1 部
事務所の登録証明書の写し			
事務所主要業務実績書	様式第3号	A 4	1 部
取組体制調書	様式第4号	A 4	1 部
協力事務所に関する調書	様式第5号	A 4	1 部

(2) 提出方法等

①提出方法

書類一式を封筒等に入れ、直接持参すること。

なお、宛名面に「参加表明書在中」と赤書きすること。

②提出期間

令和3年9月15日(水)午前8時30分から令和3年10月5日(火)午後5時まで。

③提出場所

磐田商工会議所(事務局)へ提出のこと。

(3) その他

参加表明書が提出され、資格要件を満たしている者に対し、一次審査を行い、上位3者程度(状況により前後する場合があります。)を提案者として決定します。

結果については、文書により通知します。

2 技術提案書等の提出

(1) 提出書類

技術提案書を提出する者は、次に掲げる書類等に必要事項を記入し、指定された部数を提出すること。なお、完備されていない書類は一切受け付けないので留意すること。

3 - 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		7 7	•
* **	称 様 式	サイズ	提出媒体
書類名称			紙部数
技術提案書等提出書	様式第6号	A 4	1部
取組姿勢表明書	様式第7号	A 4	10部
技術提案書	様式第8号	A 3	10部
説明補足資料 (任意)		A 3	10部
価格参考書	様式第9号	A 4	1 部

(2) 技術提案書の作成方法

① 提案課題

技術提案書(様式第8号)には、実施要領「8提案課題」に基づき、提案内容を簡潔に記載すること。

説明補足資料を提出する場合は、技術提案書を補完する配置プラン、平面プラン、ゾーニング図等とし、審査のプレゼンテーション時の説明用として使用することを認めます。ただし、ヒアリング時における資料の追加は認めません。

なお、説明補足資料として鳥瞰図及び模型の使用は認めません。

② 用紙等

A3判、横長、2枚以内(表紙除く)、片面、横書きで作成すること。 ※説明補足資料(任意)についても同様とします。

③提案内容の表現

ア 文書を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図は使用できます。

イ 図案の種類や縮尺の指定はありませんが、詳細な表現は避けること。なお、文字サイズは10. 5ポイント以上とすること。

ウ 使用する言語は日本語、通貨は円、単価は計量法に定めるものとすること。

(3) 提出方法等

①提出方法

書類一式を封筒等に入れ、直接持参すること。なお、宛名面に「技術提案書等在中」と赤書すること。

③ 提出期間

令和3年10月22日(金)午前8時30分から令和3年11月30日(火)午後5時まで。

④ 提出場所

磐田商工会議所(事務局)へ提出のこと。

7 審査方法

1 選定委員会

応募者が行うプレゼンテーションに対し、選定委員会がヒアリングを実施し、最優秀者及び優秀者を選定します。

- 2 審査方法
 - (1) 実施日時 令和3年12月14日(火)13時から(変更する場合があります。)
 - (2) 場 所 磐田商工会議所 会議室
 - (3) 公開非公開の別 公開 ただし応募者同士は、非公開とします。
 - (4) 時間配分 0:00~0:05 入場・準備(3分)
 - $0:05\sim0:25$ プレゼンテーション (20分)
 - 0:25~0:45 質疑応答(20分) 0:45~0:50 片付・退場(2分)
 - ※ No.1:13 時~ No.2:14 時~ No.3:15 時~
 - ※ 受付時間は、開始時刻前の20分間です。
 - (5) 使用可能機器 プロジェクター、スクリーンが必要な場合は、会場に用意します。ただし、パソコン及びプロジェクターについては持ち込みも可能です。
 - (6)審査結果 審査終了後、提案者すべてに審査結果を文書で通知します。併せて、磐田商工会議所の ホームページで公表します。
- 3 ヒアリング方法
- (1) 技術提案書の説明と選定委員会による質疑応答で行います。
- (2) 技術提案書の説明は20分以内とし、質疑応答20分程度とします。
- (3) 参加者は管理技術者、主任技術者の計2名以内(単に機器の準備及び操作をする者を除く。)とします。
- (4) 説明は管理技術者が行うものとします。
- (5) 使用できる機器はプロジェクターのみとし、使用する資料は技術提案書及び説明補足資料に限るものとします。

4 失格事項

次に該当する者は、失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽のある者
- (2) 提出書類の作成要領及び提出方法、提出期限を守らない者
- (3) 二次審査において、指定された時間に遅れた者
- (4) 第三者の著作権を侵害する提案をした場合
- (5) その他、選定委員会が不適格と認めた者

5 審査基準

審査における評価基準は、次のとおりです。なお、一次審査の評価点は、二次審査に持ち越しません。

(1) 一次審査

評価項目	審査内容	配点
資格	・専門分野の技術者資格(管理技術者・主任技術者)	2 0
技術力	・設計事務所の実績(同種(建築基準法別表第1(い)欄(1)項に 掲げる用途)業務) ・受賞歴 ・設計事務所の技術者数(協力事務所は含めない。)	2 0

(2) 二次審査

評価項目	評価事項・評価基準		配点
取組姿勢		・設計に関する基本的な考え方、取組体制及び業務スケジュ ール等を考慮して総合的に評価する。	
	提	土地利用計画	2 4
提案課題に対する案	宏	施設計画	2 4
	課	環境計画	1 6
1文附近来		防災計画	1 2
	題	その他の提案	4

8 提案課題

技術提案書には、基本構想を実現するための提案を行うこと。また、次の提案課題について分かりやすく盛り込むこと。

提案項目	主なテーマ
土地利用計画	・施設配置計画の提案 ・施設デザインの提案 ・施設利用者の動線を踏まえた効率的な土地利用の考え方 ・利用形態にあった地域のプラットホーム的な施設提案
施設計画	・立ち寄りやすい魅力的な場の提案 バリアフリー ・賑わい創出の提案 ・必要な機能と品質を確保したイニシャルコストの低減の考え方 ・メンテナンスフリーやランニングコストを低減できる設計の考え方
環境計画	・省エネルギー等の環境への考え方 ・周辺環境を考慮したイニシャルコストを低減できる設計の考え方 ・環境を考慮したランニングコストを低減できる設計の考え方 ・県産材の活用の考え方

防災計画	・安全に対する考え方 ・構造の考え方とイニシャルコストを低減できる設計の考え方
その他の提案	・上記以外の本事業に有益な提案

9 設計業務委託契約の締結

決定業者と磐田商工会議所の間で、決定後速やかに業務委託覚書を締結するものとします。

- 1 契約金額 見積書記載金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額とします。
- 2 仕様書等 契約時の設計委託契約約款、設計共通仕様書及び設計特記仕様書の案については、決定 業者に提示します。
- 3 契約期間 契約締結日(令和4年4月予定)から令和5年2月15日まで
- 4 支 払 業務委託金の支払いは、業務終了後に一括で支払うものとします。
- 5 委託内容
- (1) 基本・実施設計(建築、電気、機械、外構、その他)
- (2) 建設検討委員会等の説明会の企画運営及び資料作成
- (3) その他、「4委託業務の概要 3業務内容」に記載の事項

10 提案における前提条件

「(仮称)磐田産業振興会館建設基本構想」を軸に提案すること。

- 1 位置 磐田市 中泉 地内
- 2 敷地 敷地面積:概ね2,160 m²
- 3 設計条件
- (1) 本体工事費

各提案者同一条件とするため、延べ床面積は、概ね1,000㎡とし、本体工事費は、3億円程度(消費税込)とすること。

※本体工事費は、建築、電気、機械設備工事及び外構工事を含む。

※工事は、令和5年度及び令和6年度に行う。

(2) 施設配置

施設配置は、敷地の中で最適と思われる位置を提案すること。ただし、1者1案とします。 駐車場は敷地内に配置すること(50台程度)。

※配置プランについては、土地の状況を考慮して計画する。

11 その他

本公募型プロポーザル方式の実施については、(仮称)磐田産業振興会館建設の設計業務を受託する者 を選定するものであって、新会館の設計案を決定するものではない。

11 様式

様式第 1号 参加表明書

様式第 2号 事務所概要書

様式第 3号 事務所主要業務実績書

様式第 4号 取組体制調書

様式第 5号 協力事務所に関する調書

様式第 6号 技術提案書等提出書

様式第 7号 取組姿勢表明書

様式第 8号 技術提案書

様式第 9号 価格参考書

様式第10号 質問書

様式第11号 辞退届